

職発 0929 第 6 号
開発 0929 第 2 号
令和 4 年 9 月 29 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省
職業安定局長
(公印省略)
人材開発統括官
(公印省略)

「求職者支援制度業務取扱要領」の改正について

求職者支援制度については、平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号「求職者支援制度の実施について」の別添「求職者支援制度業務取扱要領」（以下「業務取扱要領」という。）等に基づき実施しているところである。

今般、①本年10月1日に施行される改正職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条において、国及び都道府県の機関は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関等により構成される協議会を設置することができる旨規定されたこと、②公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）に基づき、個人番号を利用した情報連携により情報照会を行うことができる事務に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が追加されること、③今般の情勢等を踏まえ、DV（ドメスティックバイオレンス）の被害者（業務取扱要領11010②に定める者）の世帯収入要件について整理したこと等により、業務取扱要領を別添1のとおり改正したので、業務の実施にあたり、遺漏なきようお願いする。

本改正に伴う業務取扱要領の施行日については、上記②に係る改正内容を除き本日付け、②に係る規定については本年 10 月 11 日付けとし、その運用方法等については別途通知する。

本件については、別添2により、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長あて通知済みであることを申し添える。

また、船員となろうとする者に対する求職者支援制度に係る事務を行う地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）に対しては、貴職より通知されたい。